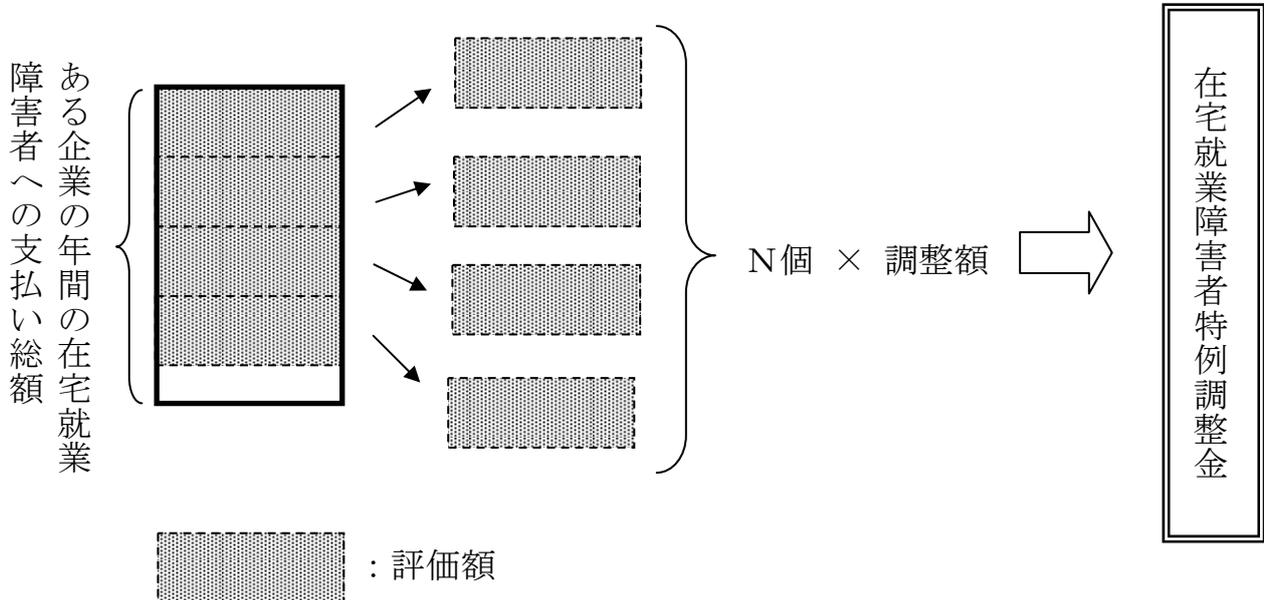


# 在宅就業障害者特例調整金等の算定について

## 1. 在宅就業障害者特例調整金等の算定の考え方

- ① ある企業の年間の在宅就業障害者への支払い総額 ÷ 評価額 = N
- ② Nの数に調整額を乗じて得た額を、在宅就業障害者特例調整金として当該発注企業に支給



※ 法定雇用率未達成企業（常用労働者 301 人以上）については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額される。

※ 特例調整金については、発注企業が自ら雇用する身体障害者・知的障害者・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されている。

注) 報奨金支給対象事業主に支給される在宅就業障害者特例報奨金も、同様に算定。

## 【在宅就業障害者特例調整金の算定式】

$$\boxed{\text{在宅就業障害者特例調整金}} = \frac{\boxed{\text{ある企業の年間の在宅就業障害者への支払い総額}}}{\boxed{\text{評価額}^{*1}}} \times \boxed{\text{調整額}^{*2}}$$

\*1 評価額 = 評価額の月額 × 評価基準月数

\*2 調整額 = 在宅就業単位調整額 (在宅就業障害者特例調整金額の月額) × 評価基準月数

※ ただし、在宅就業障害者特例調整金の額は、「在宅就業単位調整額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合計数」を限度とする。

## 【在宅就業障害者特例報奨金の算定式】

$$\boxed{\text{在宅就業障害者特例報奨金}} = \frac{\boxed{\text{ある企業の年間の在宅就業障害者への支払い総額}}}{\boxed{\text{評価額}^{*1}}} \times \boxed{\text{報奨額}^{*2}}$$

\*1 評価額 = 評価額の月額 × 評価基準月数

\*2 報奨額 = 在宅就業単位報奨額 (在宅就業障害者特例報奨金額の月額) × 評価基準月数

※ ただし、在宅就業障害者特例報奨金の額は、「在宅就業単位報奨額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合計数」を限度とする。

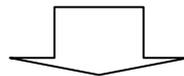
## 2. 評価額の月額の設定

### 【障害者雇用促進法（第74条の2第3項第5号より）】

障害者である労働者の平均的な給与の状況その他の状況を勘案して政令で定める額

### 【労働政策審議会意見書（平成16年12月15日）（抄）】

（略）まず、障害者一人分の稼得を生み出すに足ると考えられる金額を評価基準額として設定し、（略）



- ◎ 評価額の月額は、障害者である労働者1人分の平均的な給与を生み出すに足ると考えられる金額として設定することとしてはどうか。
- ◎ 具体的には、発注金額から諸経費を差し引いて在宅就業障害者の手元に残る報酬が、障害者である労働者の平均給与と同水準になるように設定することとし、「評価額の月額 = 35万円」と設定することとしてはどうか。

### 〔算定式〕

$$35 \text{ 万円} \approx \frac{\text{障害者の平均給与月額 (22 万円}^{\#1})}{0.6^{\#2} \text{ (個人企業の製造業・サービス業の「(売上高-諸経費) / 売上高」)}}$$

#1：「平成15年度障害者雇用実態調査」（厚生労働省職業安定局）

#2：「個人企業経済調査 平成16年度」・「個人企業経済調査（構造編）平成16年」（いずれも総務省統計局）

### 3. 在宅就業単位調整額・在宅就業単位報奨額の設定

#### 【障害者雇用促進法（第74条の2第3項第3号、附則第4条第5項第1号）】

在宅就業単位調整額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で政令で定める額

在宅就業単位報奨額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額

※ 参考：単位調整額（障害者雇用調整金の月額）＝ 27,000 円

#### 【労働政策審議会意見書（平成16年12月15日）（抄）】

（略）、雇用との関係に配慮しつつ設定した納付金の減額単価及び調整金・報奨金の加算単価に基づき、（略）

#### 【障害者雇用促進法改正法案に対する附帯決議（平成17年6月28日・参議院厚生労働委員会）】

七、在宅就業障害者特例調整金については、障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、適切な額を設定すること。（略）



- ◎ 在宅就業単位調整額・在宅就業単位報奨額の設定に当たっては、障害者雇用との関係に配慮し、障害者雇用調整金・報奨金との均衡を踏まえた適切な額を設定することとしてはどうか。
- ◎ 在宅就業障害者特例調整金は、常用労働者301人以上の企業が納付する納付金や当該企業に対して支給される調整金とは別に、在宅就業への発注奨励を目的として支給されるものであり、奨励を目的とするという点において、報奨金と同様の性格を有するものと考えられる。こうしたことから、「在宅就業単位調整額（在宅就業障害者特例調整金の月額）＝報奨金の月額（21,000円）」とすることとし、「在宅就業単位調整額＝21,000円」としてはどうか。
- ◎ 在宅就業単位報奨額（在宅就業障害者特例報奨金の月額）については、在宅就業単位調整額（在宅就業障害者特例調整金の月額）が単位調整額（障害者雇用調整金の月額）と比較してどの程度の評価となっているかという点を踏まえ、設定することとしてはどうか。

具体的には、「在宅就業単位調整額＝21,000円」と設定した結果、在宅就業単位調整額が単位調整額の約80%（ $\div 21,000 \text{円} / 27,000 \text{円}$ ）となることを踏まえ、在宅就業単位報奨額も報奨金の月額（21,000円）の約80%となるように設定し、「在宅就業単位報奨額＝17,000円」と設定することとしてはどうか。

## 4. 評価基準月数の設定

### 【障害者雇用促進法（第74条の2第3項第4号より）】

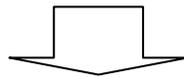
在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度その他の状況を勘案して政令で定める月数

### 【労働政策審議会意見書（平成16年12月15日）（抄）】

（略）実際の制度設計に当たっては、より多くの企業が制度を利用できるようにするため、年間の発注額が評価基準額に満たない場合であっても発注額に応じたメリットが受けられるような制度とすることを検討すべきである。

### 【障害者雇用促進法改正法案に対する附帯決議（平成17年6月28日・参議院厚生労働委員会）】

七、（略）特例調整金を支給する際の基準となる評価額の設定については、企業が在宅就業障害者に対して仕事を発注しやすくなるような水準に設定すること。



- ◎ 評価額の水準を在宅就業障害者の就業機会の一定の確保に資する水準とするとともに、企業が発注しやすくなるような水準とすることとし、「評価基準月数＝3ヶ月」としてはどうか。

### 《参考：評価基準月数の考え方》

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への} \\ \text{支払い総額} \end{array}}}{\boxed{\text{評価額}^{*1}}} \times \boxed{\text{調整額}^{*2}}$$

\*1 評価額 = 評価額の月額（35万円） × 評価基準月数

\*2 調整額 = 在宅就業単位調整額（21,000円） × 評価基準月数

（例1）評価基準月数＝12ヶ月の場合

評価額＝35万円×12ヶ月＝420万円、調整額＝21,000円×12ヶ月＝252,000円となり、420万円の発注に対して、252,000円の在宅就業障害者特例調整金が支給される。

（例2）評価基準月数＝3ヶ月の場合

評価額＝35万円×3ヶ月＝105万円、調整額＝21,000円×3ヶ月＝63,000円となり、105万円の発注に対して、63,000円の在宅就業障害者特例調整金が支給される。

## 5. 在宅就業障害者特例調整金等の算定について（まとめ）

### 【在宅就業障害者特例調整金の算定式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への} \\ \text{支払い総額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{評価額 [105 万円]} \text{ * 1} \end{array}}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整額} \\ \text{[63,000 円]} \text{ * 2} \end{array}}$$

\* 1 評価額（105 万円）＝ 評価額の月額（35 万円） × 評価基準月数（3 ヶ月）

\* 2 調整額（63,000 円）＝ 在宅就業単位調整額（21,000 円） × 評価基準月数（3 ヶ月）

※ ただし、在宅就業障害者特例調整金の額は、「在宅就業単位調整額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合计数」を限度とする。

（例 1）事業主が在宅就業障害者に対して 250 万円の発注を行った場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \text{[126,000 円]} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[250 万円]} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{評価額 [105 万円]} \end{array}}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整額} \\ \text{[63,000 円]} \end{array}}$$

《 2 個 》

（例 2）事業主が在宅就業障害者に対して 1,000 万円の発注を行った場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \text{[567,000 円]} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[1,000 万円]} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{評価額 [105 万円]} \end{array}}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整額} \\ \text{[63,000 円]} \end{array}}$$

《 9 個 》

## 【在宅就業障害者特例報奨金の算定式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例報奨金} \end{array}} = \frac{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への} \\ \text{支払い総額} \end{array}}{\text{評価額 [105 万円]} * 1} \times \begin{array}{c} \text{報奨額} \\ [51,000 \text{ 円}] * 2 \end{array}$$

\* 1 評価額 (105 万円) = 評価額の月額 (35 万円) × 評価基準月数 (3 ヶ月)

\* 2 報奨額 (51,000 円) = 在宅就業単位報奨額 (17,000 円) × 評価基準月数 (3 ヶ月)

※ ただし、在宅就業障害者特例報奨金の額は、「在宅就業単位報奨額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合計数」を限度とする。

(例 1) 事業主が在宅就業障害者に対して 250 万円の発注を行った場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例報奨金} \\ [102,000 \text{ 円}] \end{array}} = \frac{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ [250 \text{ 万円}] \end{array}}{\text{評価額 [105 万円]}} \times \begin{array}{c} \text{報奨額} \\ [51,000 \text{ 円}] \end{array}$$

《 2 個 》

(例 2) 事業主が在宅就業障害者に対して 1,000 万円の発注を行った場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例報奨金} \\ [459,000 \text{ 円}] \end{array}} = \frac{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ [1,000 \text{ 万円}] \end{array}}{\text{評価額 [105 万円]}} \times \begin{array}{c} \text{報奨額} \\ [51,000 \text{ 円}] \end{array}$$

《 9 個 》